



innoventier弁護士法人 企業法務相談室

まちの
町野 静

第59回 弁護士(日本・ニューヨーク州)
慶應義塾大学法学部、慶應義塾大学法科大学院を経て、2007年に弁護士登録。大手法律事務所での勤務を経て、2016年11月より弁護士法人イノベンティアに勤務。2015年に米国デューク大学ロースクール法学修士(LL.M.)取得。2016年にニューヨーク州弁護士登録。2015～2016年にシカゴの法律事務所に勤務し、米国内でビジネスをする日系企業へのアドバイスに携わる。主に企業をクライアントとし、知的財産法、国際法務、環境法等の分野におけるアドバイスを行っている。

今回のご相談

昨日、プラスチックの使用を削減したり、リサイクルを進めたりするための新しい法律ができたと聞きました。この法律はどのような内容なのでしょうか。当社は電子機器を製造するメーカーですが、当社にもこの法律は関係するのでしょうか。

プラスチックのリサイクルについて

(回答) プラスチック資源循環推進法の制定

環推進法の制定

二〇二一年六月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」といいます。)が制定され、二〇二二年四月一日より施行されます。

背景には、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化といった問題があります。

二〇二〇年七月に小売業者に対し、プラスチック製買い物袋(レジ袋)の有料化が義務付けられるようになりましたのは記憶に新しいことだと思いますが、今回の法律は、レジ袋のようなワンウェイのプラスチック製品のみならず、プラスチック製品全般につき、プラスチック廃棄物を抑制し、排出されたプラスチック廃棄物のリサイクルを行うことを事業者、市区町村及び国民に促すものです。

この法律は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般で、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置が定められている点に特徴がありますので、以下、

① 設計・製造段階、② 提供・販売段階及び③ 排出・回収・リサイクル段階に分けてどのような施策が定められているかを見た上で、ご相談事項に答えていきたいと思います。

設計・製造段階の施策

プラスチック製品の設計・製造段階においては、プラスチック製品の環境配慮設計とは、製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計のことをいい、例えば、プラスチック使用量を減らす、石油ではなく植物由来のバイオマスプラスチックを使用する、プラスチックを分別しやすい構造とするといった設計です。環境配慮設計とは、製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計のことをいい、例えば、プラスチック製品の設計や製造を行なうかといたく、まず、国は、プラスチック製品の環境配慮設計等に関する指針を定めます。そして、プラスチック製品の設計や製造を行なう企業者は、自社が設計するプラスチック使用製品につき、上記指針に適合していることにつき主務大臣の認定を受けることができます。

どのように環境配慮設計の促進を行なうかといたく、まず、国は、プラスチック製品の環境配慮設計等に関する指針を定めます。そして、プラスチック製品の設計や製造を行なう企業者は、自社が設計するプラスチック使用製品につき、上記指針に適合していることにつき主務大臣の認定を受けることができます。

このように環境配慮設計の促進を行なうかといたく、まず、国は、プラスチック製品の環境配慮設計等に関する指針を定めます。そして、プラスチック製品の設計や製造を行なう企業者は、自社が設計するプラスチック使用製品につき、上記指針に適合していることにつき主務大臣の認定を受けることができます。

この施設の対象は消費者に対する指導や助言を行うことができるほか、提供したプラスチック使用製品の量が五トン以上である事業者には命令、勧告を課すこともできます。

この施設の対象は消費者によるプラスチック製品を提供・販売する事業者になるため、相談事例の会社は対象になりません。

上記①の施設は、主務大臣が、プラスチックごみの排出事業者が取り組むべき措置についての基準を策定し、指導や助言等を行なうことを可能とするとともに(プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が二五〇トン以上である事業者に対する命令も可能です)、排出事業者等が再資源化計画を作成して主務大臣の認定を受けることにより、廃棄物処理法上の業の許可を得ずに自らが排出した廃棄物の再資源化等を行うことを可能とするものです。この施設には、プラスチックごみを排出する全ての事業者が関連します。

相談事例の会社においては、工場などの事業場から排出されるプラスチックごみの排出抑制に取り組む必要があるほか、この制度を利用して自社で出したごみを自社でリサイクルする仕組みを作ることも検討できると思われます。

提供・販売段階の施策

用製品」といいます。この認定を受けると、国は認定製品を優先的に調達するよう配慮するほか、事業者や国民も認定プラスチック使用製品を使用する努力義務を負います。また、製品の認定を受けた事業者は、環境に配慮していることのアピールをすることもできるでしょう。

相談事例の会社は電子機器を製造するメーカーのことですが、電子機器にもプラスチックを使用している製品は多くあると思われるため、上記のような認定を受けることも視野に、自社のプラスチックを使用した製品の設計をより環境に配慮したものとできない見直してみることが考えられるでしょう。

この施設の対象は消費者によるプラスチック製品を提供・販売する事業者になるため、相談事例の会社は対象になりません。

排出・回収・リサイクル段階の施策

プラスチック使用製品の販売・提供段階においては、一定の種類のプラスチック使用製品を提供する事業者が、プラスチック使用製品の使用の合理化のための取り組みを行なっています。この施設の対象となる製品はフォーラー、マドラー、飲料用ストロー、ヘアブラシ、衣料用ハンガーなどで、対象となる事業者は、小売店、宿泊業、クリーニング業者などです。ここでいう合理化のための取り組みは、レジ袋のように有料化に限られません。対象となる事業者は、提供する特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する目標を立てた上で、提供方法を工夫(有

償提供、ポイント付与など)したり、提供するプラスチック使用製品の工夫(バイオプラスチック使用製品とするなど)したりといふ、事業態様に応じた使用合理化のための取り組みを行なう必要があります。主務大臣は、必要な場合は事業者に対して指導や助言を行なうことができるほか、提供したプラスチック使用製品の量が五トン以上である事業者には命令、勧告を課すこともできます。

この施設の対象は消費者によるプラスチック製品を提供・販売する事業者になるため、相談事例の会社は対象になりません。

排出・回収・リサイクル段階の施策

プラスチック使用製品の排出・回収・リサイクル段階においては、①市町村の分別収集・再商品化、②製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化及び③排出事業者の排出抑制及び再資源化等の三つの施設が定められています。

上記①の施設は主に市町村によるプラスチック廃棄物の回収について定めるものです。が、市町村が事業者と協力してプラスチック廃棄物の回収やリサイクルを行うことを可能としているという点において、事業者にも関連します。

上記②の施設は、プラスチック廃棄物を製造や販売を行う事業者が店頭や訪問の

方法により回収することをしやすくするものです。廃棄物の回収やリサイクルは廃棄物処理法上の許可を得なければ行なうことができず、事業者がリサイクルのための自主的取り組みを行なうことの障害となっていましたが、主務大臣の認定を受けることができます。相談事例の会社においては、こうした制度を使つてごみとプラスチック資源循環促進法では規制が一部緩和されているといえます。相談事例の会社においては、こうした制度を使つてごみとプラスチック資源循環促進法では規制が一部緩和されているといえます。相談事例の会社においては、こうした制度を使つてごみとプラスチック資源循環促進法では規制が一部緩和されているといえます。相談事例の会社においては、こうした制度を使つてごみと

上記③の施設は、主務大臣が、プラスチックごみの排出事業者が取り組むべき措置についての基準を策定し、指導や助言等を行なうことを可能とするとともに(プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が二五〇トン以上である事業者に対する命令も可能です)、排出事業者等が再資源化計画を作成して主務大臣の認定を受けることにより、廃棄物処理法上の業の許可を得ずに自らが排出した廃棄物の再資源化等を行うことを可能とするものです。この施設には、プラスチックごみを排出する全ての事業者が関連します。

相談事例の会社においては、工場などの事業場から排出されるプラスチックごみの排出抑制に取り組む必要があるほか、この制度を利用して自社で出したごみを自社でリサイクルする仕組みを作ることも検討できると思われます。